

平成26年度貨物自動車運送事業の行政処分の概要について

平成26年度における関東運輸局内の貨物自動車運送事業に係る行政処分の概要が、「関東運輸局自動車運送事業安全監理室」から公表（関東運輸広報第1527号平成27年6月25日掲載）されました。

事業者や管理者の方には、行政処分を受けることのないよう、日頃から諸管理の徹底を図るとともに、事故防止に向けた運転者への指導監督をお願いします。

平成26年度貨物自動車運送事業の行政処分の概要について

1. 行政処分件数

平成26年度における貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）に係る行政処分件数のをいい、当該年度以前に実施した監査等に係る行政処分を含む。したがって、監査等実施件数と行政処分件数は一致しない。

2. 用語の定義

(1) 監査の種類

① 特別監査

引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性にかんがみ、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査

② 一般監査

特別監査に該当しないものであって、法令違反の疑いがある等監査を行う必要があると認められる事業者に対して、重点事項を定めて法令遵守状況を確認する監査であり、以下の臨店、及び呼出に分類される。

イ. 臨店監査

事業者の営業所等に立ち入って実施するもの。

ロ. 呼出監査

臨店によらなくても支障がないと判断される場合に、当該事業者の代表者又は運行管理者等の責任者を運輸局又は運輸支局へ呼び出して実施するもの。

(2) 公安委員会通報

都道府県公安委員会から、道路交通法第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議、同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取、又は同法第108条の34の規定に基づく通知があったもの。

(3) 労働局通報

都県労働局長から、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度に基づく通知があったもの。

貨物自動車運送事業の行政処分の概要

1. 行政処分の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年比(%)	
監査実施件数	780	1171	1173	1036	1042	100.6	
行政処分件数	385	532	490	302	524	173.5	
処分内容	許可の取消（内 所在不明によるもの）	15 (10)	15 (12)	43 (42)	0 (0)	12 (12)	—
	事業停止	33	60	22	13	3	23.1
	車両使用停止 （延使用停止日車数）	322 (34085)	402 (43658)	377 (32155)	249 (17650)	393 (20875)	157.8 118.3
	文書警告	15	55	48	40	116	290.0
内 過積載通報処分	21	23	15	11	22	200.0	

注 「内 過積載通報処分」は、公安委員会からの通報に基づき処分したものをいう。

2. 平成26年度の行政処分の概要

(1) 行政処分の内訳

監査の種類		特別	一般(臨店)	一般(呼出)	計
監査実施件数		24	380	638	1042
行政処分件数		15	248	261	524
処分内容	認可の取消	0	0	12	12
	事業停止	0	2	1	3
	車両使用停止 (延使用停止日車数)	13 (820)	187 (13135)	193 (6920)	393 (20875)
	文書警告	2	59	55	116

(2) 監査の選定理由

選定理由項目	件数
適正化実施機関	253
重大事故(第1当)	115
悪質違反(飲酒・ひき逃げ・無免許・無車検等)	29
公安委員会通報(過積載)	21
労働局通報	160
事故報告等	2
苦情・法令違反の疑義等	11
改善未実施	12
フォローアップ	434
その他	5
計	1042

注1 「適正化実施機関」は、適正化実施機関と連携し、適正化巡回指導の評価結果等を踏まえ実施したものである。

注2 「その他」は、特に監査が必要と認められる事業者に対し実施したものである。

(3) 行政処分に係る違反事項(過積載を除く)

① 許認可(事業計画)等関係

違反事項	件数
事業計画認可事項	172
事業の健全な発達を阻害する競争 (社会保険等未加入)	147
報告義務	95
事業計画届出事項	76
表示・掲示等	6
届出事項(住所変更等)	3
計	499

注 複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。

② 輸送の安全確保関係

違反事項	件数
指導監督	789
点呼	667
過労防止	507
運行管理	151
乗務記録	143
定期点検	131
整備管理	94
運行記録計による記録	53
運行指示書による指示等	19
Nox・PM法違反・不正改造等	9
運転者台帳	5
事故の記録・報告	3
無車検運行	1
計	2572

注 複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821